

## 奄美市市営住宅壁面広告掲示取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奄美市有料広告掲載に関する基本要綱(平成19年奄美市告示第67号。以下「基本要綱」という。)に基づき、奄美市市営住宅の壁面(以下「市営住宅の壁面」という。)に掲示する広告(以下「広告」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲示の優先順位)

第2条 広告の掲示を決定する場合の優先順位は、基本要綱第4条の規定に抵触しない限り、原則として申込みの順位とする。ただし、掲示内容に期日又は期間を限定するものがあり、あらかじめ期間満了前に広告の掲示を終了することが明らかな場合は、次に申込みのあった者と調整できるものとする。

(広告の規格及び広告掲示料)

第3条 広告媒体となる市営住宅の壁面、広告の規格及び広告掲示料は、次のとおりとする。

住 宅 名	規 格	広告掲示料(消費税含む)
佐大熊特定住宅	縦3m×横4m	月額 2万2千円
浜里住宅	縦3m×横4m	月額 1万6,500円
その他の住宅	協議による	申込みのあった場合に算定

(広告掲示の位置等)

第4条 広告の掲示位置は、市営住宅の維持管理上、市が指定するものとする。

(広告の申込み)

第5条 広告掲示希望者は、有料広告掲示申込書(別記第1号様式)に掲示しようとする広告案を添えて、掲示を希望する月の前々月末までに申し込まなければならない。

( 広告掲示の決定 )

第 6 条 市長は、前条に規定する広告掲示の申込みがあったときは、基本要綱に規定する審査会に意見を求め、当該広告の掲示の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲示の可否を決定したときは、その結果を広告の掲示を申し込んだ者(以下「申込者」という。)に有料広告掲示決定通知書(別記第 2 号様式。以下「掲示決定通知書」という。)により通知するものとする。

3 広告を掲示する旨の掲示決定通知書を受理した申込者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに、掲示しようとする広告内容を提出しなければならない。

4 広告主は、掲示しようとする広告について鹿児島県屋外広告物条例(昭和 39 年鹿児島県条例第 83 号)に規定する許可を受けなければならない。

( 広告の掲示 )

第 7 条 広告は、広告主が直接市営住宅の壁面へ専用の塗料にて描き込むことにより掲示するものとする。

( 広告の期間 )

第 8 条 広告の掲示期間は、掲示開始から 3 年以内とする。なお、期間満了の時に広告主が広告掲示の継続を希望し、かつ、ほかに広告掲示希望者のない場合は、広告掲示を継続できるものとし、その期間は最大 3 年以内とする。ただし、ほかに広告掲示希望者のある場合は、抽選によるものとする。

( 広告掲示料の納入 )

第 9 条 広告主は、広告掲示料を第 6 条第 2 項の掲示決定通知書を受理した後、市長が指定する期日までに納入しなければならない。

( 広告主の責任等 )

第 10 条 掲示内容に関する責任は広告主が負うものとし、期間満了に伴い広告の掲示を終了する場合、広告主は広告を住宅建物と同色の塗料で塗り直し原

形復旧するものとする。さらに，原形復旧を保証するための費用として，市長は，原形復旧費用の見積りを徴収の上，同額を広告掲示開始後に預かるものとし，広告掲示を終了し原形復旧を確認した後，返金するものとする。なお，預かった原形復旧費用に利子は付さないものとする。

（原形復旧の代執行）

第11条 広告主が，原形復旧を履行しなかった場合は，前条の原形復旧を保証するための費用により市が代執行するものとする。

（広告掲示の取消し）

第12条 市長は，広告掲示を決定した後に，掲示内容に市の行政運営上支障があると認められたとき，市長が指定する期日までに広告の内容等を提出しなかったとき又は第9条の広告掲示料を納入しなかったときは，広告の掲示を取り消すことができる。

（広告掲示料の還付）

第13条 市長は，広告掲示料を受領した後に，広告主の責めに帰さない理由により広告を掲示できなかったときは，広告掲示料を還付するものとする。なお，還付する広告掲示料には，利子を付さないものとする。

（広告掲示の取下げ）

第14条 広告主は，自己の都合により広告の掲示を取り下げる場合は，市営住宅壁面広告掲示取下げ申出書（別記第3号様式）を広告掲示月の前月の10日までに市長に提出しなければならない。この場合において，既納の広告掲示料は，還付しないものとする。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか，広告に関し必要な事項は，市長が別に定める。

この要領は，平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は，令和元年10月1日から施行する。

別記

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

奄美市長

殿

申込者

住所(所在地)

氏名(名称)

印

電話番号

担当部署・氏名

印

有料広告掲示申込書

奄美市市営住宅壁面広告掲示取扱要領第5条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

広告媒体	
広告掲示期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業内容	
広告内容	
備考	

添付書類 広告案, 納税証明書等

第2号様式(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

奄美市長

印

有料広告掲示決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました有料広告掲示について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分	掲示する。
	掲示しない。 (理由)
掲示期間	年 月 日から 年 月 日まで
広告掲示料	月額 円
納付期限	年 月 日
備考	

第3号様式（第14条関係）

年 月 日

奄美市長

殿

申出者

住所（所在地）

氏名（名称）

印

電話番号

担当部署・氏名

印

市営住宅壁面広告掲示取下げ申出書

奄美市市営住宅壁面広告掲示取扱要領第14条の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

広告媒体	
広告掲示期間	年 月 日から 年 月 日まで
広告取下げ期間	年 月 日から 年 月 日まで
理由	
備考	